

第三十一次 参議院地方行政委員会會議録第二十二号

昭和三十四年三月二十七日(金曜日)午後二時十七分開会

委員の異動

本日委員西郷吉之助君及び本多市郎君辞任につき、その補欠として三木與吉郎君及び後藤義隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 館 哲二君
理事 大沢 雄一君
占部 秀男君
鈴木 壽君

委員 郡 祐一君
小柳 牧衛君
田中 啓一君
成田 一郎君
三木與吉郎君
加瀬 完君
成瀬 幡治君
松澤 兼人君
森 八三一君

衆議院議員

渡海元三郎君

國務大臣 青木 正君

法制局第二部長 野木 新一君
国家消防本部長 鈴木 琢二君
国家消防本部 横山 和夫君
部総務課長 山口 酉君
行政管理庁 行政管理局長

自治政務次官 黒金 泰美君
自治庁財政局長 奥野 誠亮君
自治庁税務局長 金丸 三郎君

本日の會議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○地方税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査の件 (昭和三十四年度地方財政計画に関する件)

○消防組織法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(館哲二君) これより委員会を開きます。

委員の異動を報告いたします。本日本多市郎君、西郷吉之助君が辞任されまして、後藤義隆君、三木與吉郎君が補欠として選任されました。

○委員長(館哲二君) 地方交付税法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、昭和三十四年度地方財政計画に関する件、以上四件を一括して議題といたします。

前回に引き続きまして質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○森八三一君 私は、この際、青木國務大臣に、過日予算委員会でもお伺い

をいたしましたのでありますが、地方税の中にあります、いわゆる通例申しする遊興飲食税のうちの大衆飲食税についてであります。

過般の予算委員会で、この税法が改正されましたときに、従前二百円まで免税であったのを、百円引き上げて三百円にした。その際に、従前五%の課税であった部分を、五百円まで一割と

いう税法の改正が行われましたときに、この委員会ではいろいろ論議がございまして、当時の担当大臣でありました田中さんは、われわれ委員の質問に答えて、非常にもっともなことであるので、三十三年度には必ずこれを

実現するということの趣旨の答弁をされておりましたので、その当時、この委員会ではいろいろ論議がございまして、一部は確かに減税になるのであり

ますが、一部はかえって増税になるというふうな措置でありますので、これは、減税の方向にそぐわないという

ことから、修正すべきであるという意見があったのでありますけれども、大臣のそういうような誠意のある御答

弁にかんがみまして、それを期待して、その当時における当委員会は、政府の

原案を了承したというふうな過程になっておりました。そのことが、今回税法

の改正が取り上げられておられるのかかわらず、不問に付せられておられるのは非

常に遺憾である。なぜそういうふうに見送りにされたのかという質疑をいた

しましたにつきまして、大臣の御答弁は、今ここに速記録がございせんか

ら、私の記憶するところでは、十分そういう点も考慮をいたしましたけれども、昨年行われた衆議院選挙の際に、

自由民主党としては、税法の改正、軽減についていろいろの公約をいたしました

した。その公約を実践しなければ、政党政治としては筋が通じませんので、

その公約を実施することにした。そうと思いつつも、このいわゆる大衆飲食

税の軽減には手が回らなかったのだとい

うような趣旨の御答弁であったと私は記憶をいたしております。そういう

起るもので、なるほど年間通じて七百億円の減税をするという趣旨の公約は

ございましたが、その前に、今申し上げましたような、委員会の審議を通じ

てはつきりした態度というものが表明されておる。それが見送りになる。それが優先していきという姿は、私にはどうしても承ができません。少くとも

この委員会ではつきりお約束なすった答弁の趣旨というものは、その前に優先

して実践をせられなければならぬというように私は考えるのであります。そ

こで、その当時の速記の一部を調査室の方で調べてもらいまして、さらに私の

記憶の誤りでないかという点を確かめたのであります。確かに私の

記憶に誤りはないのであります。大臣の御答弁は、地方税全体が伸び

れば大衆飲食の方は免税をする。大衆飲食は伸びますが関係なしに

免税点を上げていくのだ、こういうよ

うに承知をしてよろしいわけですか。」

こういう質問に対して「よろしいです」と、こういうふうな返答を明瞭に

言い切っておられるのですね。それが、今申し上げるようになります。不問に

付せられておられるというのは非常に遺憾に存するのであります。これに對し

まして、重ねて一つ大臣の見解を承わりたいと存じます。

○國務大臣(青木正君) 予算委員会におきます御質疑に對しまして、私にお

答を申し上げたのであります。そのお答を申し上げましたことにつきまして、

お答を申し上げましたことにつきまして、なお不十分の点等もございまして

と考へますので、ここにあらためてお答を申し上げておきます。

大衆的飲食及び宿泊に対する遊興飲食税の軽減合理化につきましては、当

委員会におきます付帯決議の次第もありまして、その実現にできるだけの努力をいたしたのであります。ま

た、三十四年度におきましては、まことに遺憾ながらこれを實現することが

できなかつたのであります。しかし、三十五年度におきましては、当委員会

の皆さん方の御協力を得まして、さらに地方財政の充実強化をはかり、必ず

御趣旨に沿う考へでありますので、何とぞ御了承願いたいと存じます。

○森八三一君 ただいまの大臣の答弁で、その趣旨はよく了解いたします

が、そのお話の中に、各位の協力を得てという趣旨の御発言がござい

ます。各位の協力を得てという意味は、政府は、今私の申し上げておる、そ

うに承知をしてよろしいわけですか。」

こういう質問に対して「よろしいです」と、こういうふうな返答を明瞭に

言い切っておられるのですね。それが、今申し上げるようになります。不問に

付せられておられるというのは非常に遺憾に存するのであります。これに對し

まして、重ねて一つ大臣の見解を承わりたいと存じます。

○國務大臣(青木正君) 予算委員会におきます御質疑に對しまして、私にお

答を申し上げたのであります。そのお答を申し上げましたことにつきまして、

お答を申し上げましたことにつきまして、なお不十分の点等もございまして

と考へますので、ここにあらためてお答を申し上げておきます。

大衆的飲食及び宿泊に対する遊興飲食税の軽減合理化につきましては、当

委員会におきます付帯決議の次第もありまして、その実現にできるだけの努力をいたしたのであります。ま

た、三十四年度におきましては、まことに遺憾ながらこれを實現することが

できなかつたのであります。しかし、三十五年度におきましては、当委員会

してすでに前々回の税法改正のときにこの委員会でも論議せられた五百円、一千円の点までは免税の措置を政府の原案として提案をする、それに対してわれわれ委員が協力をするという趣旨であるのか、委員側でそういうような提案をされたい、協力という意味はどっちの意味になるのか、それを一つ明確にしたいと思ひます。

現在の見通しでは、大体三千三億円の減収になるというように承わっておるのでありますが、お話にあった「地方財政」云々という言葉は、そういうような税法の改正によって生ずる地方財政の欠陥というものを是正する措置を講ずるということを考えながら措置をする、こういうような意味と理解されますが、そういうように理解してよろしいかどうか。

いふ穴があくということであり、今の御答弁の趣旨は、その欠陥を生ずるに於いて、地方財政に支拂せをしない何かの方法によってそのカバリーをするというように考慮する、今ここで、私は地方交付税の率を上げるのかという具体的なことを申し上げておるのはありません。何か一方的にその支拂せが困難をきわめている地方財政に押しつけられることのないような措置を考へてつやうていくのだ、こういう趣旨と了解いたしますか。

うに参るといふ結果になりますれば、当然今のままでほうっておきましても、地方財政というものが相当のゆとりが出てくる、計算的には、そこで、そういうことになるから、今、大臣もお話になったような、所得税の減税によるかぶりだとか、あるいは今度これが取り入れられて阻止せられる結果として生ずる減収というものが生ずるから、自然増収というものに隠れてしまつて、いかげんになつてしまつて困つておることを、そのまま足踏みをさせてしまつていくことになる。私の希望いたしますのは、そういうような将来生ずる税収の伸びというものは、行政水準の上昇して参りますようにしなければならぬと思ふのであります。でございませぬから、この措置によつて生ずるであろう減収というものは、見合ふ額は、何らかの形において、やはり国の方で一つめんどろを見てやつていただきたい。そうでないと、これは処理できません。できました結果に地方財政全体から見てもなつてしまつておることをおそれるのでありますので、そういう趣旨で了解していかどうかというのを申し上げておるのであります。税制全般に關する地方、中央を通じての調査を充足せしめて、すみやかにその結論を出そう、その研究の過程において考へていくというところでございますので、それも当然のことと思ひますが、私は、そういうことが考へられるにいたしまして、地方の行政水準を引き上げていくというところが当面の急務だと思ひます。思ひますので、そういう趣旨をく

ずさぬような形においてこの減収の結果が補われていくことを考慮すべきだと、こう思ふのですが、大臣のお氣持はいかがでございますか。
○國務大臣(青木正君) 考へ方として私は私も全く同感であります。もちろん、明年度の伸びがどの程度になるか、そのときになつてみなければわかりませんが、はつきり申し上げかねますが、しかし、考へ方として、税の伸びがあるから、たとへば所得税の減収に伴う……これでもいいじゃないかと同調したいのであります。ただし、遊興飲食税の減税に見合ふ財源としてはこれだといふふうなことをはつきりここで申し上げかねるのでありますので、地方財政全体としてやはり考へていく必要があるのではないか。見返りの財源はこれだといふことは、そうはつきりと言いかねる場合も出てくると思ふのであります。しかし、全体としてはやはり税の伸びがあるといふことは、それだけ国民生活がやはり伸びていくのでありますから、これに對して、当然地方財政も伸びていかなければならぬので、自然増収があるからといって、国税の、あるいはまた、こういう減税のね返りを自然増収で全部まかなう、そして地方の行政の水準はいつまでも現状のままがいいのだといふことは、私は根本的にその考へ方に反對であります。あくまでもやはりできるだけ行政水準を伸ばしていくといふようにしなければならぬ。その伸びを伸ばしていくような考へ方に立つて、やはり一方におきましては、減税の要望にもこたえていかなければならぬ、かように考へており

○國務大臣(青木正君) もちろん、政府として、当委員会の御決議の趣旨を尊重する考へでありますので、私どもの方として提案いたすものに、御趣旨を尊重して必ず実現をする、こういうことなんであります。御協力を願ひますと申し上げましたのは、従来から、地方財政の問題につきましては、財源の強化あるいはその他の面におきまして、常に当委員会に御協力願ひしておりますので、三十五年度の財政計画の編成等におきましても、従来同様格別の御協力を願ひつて、こういう意味で申し上げたのであります。案を出しますについで、当委員会がそういうふうな案を作つていただく、こういう趣旨ではないのであります。案はあくまでも私どもが出すのであります。しかし、何といたしまして、委員の御協力を願ひつて、そういう意味で申し上げますので、そういう意味で申し上げます。

○國務大臣(青木正君) 申し上げるまでもなく、減税という方の要請は、これを聞かなければなりません。同時に、私どももいたしましては、当然に地方財政の健全化という線におきましても最善の努力をせなければならぬと、私は考へるのであります。そういう意味におきまして、減税の当委員会における決議の意思を尊重することをやると同時に、一方におきまして、やはり財源の問題につきましても最善の考へを払つて、そして差しかえなような形においてやらなければならぬ、こういう考へ方を申し上げたのであります。ただ、減税はやりませぬといふことだけでは、私どもとしてはあまり無責任のものじゃないか。やはりわれわれとしては、減税もやつていくが、しかし、それによって地方財政に影響のないような最善の努力をやはり尽さなければならぬ、こういう氣持を申し上げたのであります。

○國務大臣(青木正君) 三十五年度の地方財政計画のことを今日から申し上げることは、適確に申し上げかねるわけでありまして、しかし、御承知のように、所得税の減税に伴うね返りの問題もありません。また、遊興飲食税の減税という問題もあるわけでありまして、そういうものを全部総合いたしまして考へて、地方財政の健全化の線をつくさぬように、最善の努力をせなければならぬことは当然であります。私どもは、減税のことはこととして当然やりながら、一方におきましては、あくまでも地方財政を守るといふことは、固くその線を守つていきたい、こういう考へに立つておるのであります。さらに、明年度は、国税と地方税の配分の問題等いろいろの問題がございまして、全般的に考へまして、地方財政が健全化がくずれないような最善の努力を払つていきたいと、こ

○森八三一君 もう一点。今の大臣の御答弁の中で「地方財政の」云々といふことがございまして、その趣旨は、今御確約を願つたような税法の改正が行われることになりますれば、当然地方税の減収という結果が招来されます。承わるところによりますれば、

○森八三一君 あらかた今の御答弁で了解いたしました。地方財政は、非常におおむねの御苦勞をちょうだいいたしておられるように、かなりの困難をきわめておられる実情にある。そこへ、この措置が行われるということになりますれば、目下の見通しで三十三億くら

○森八三一君 今の大正の御答弁の中で「地方財政の」云々といふことがございまして、その趣旨は、今御確約を願つたような税法の改正が行われることになりますれば、当然地方税の減収という結果が招来されます。承わるところによりますれば、

○森八三一君 今の大正の御答弁の中で「地方財政の」云々といふことがございまして、その趣旨は、今御確約を願つたような税法の改正が行われることになりますれば、当然地方税の減収という結果が招来されます。承わるところによりますれば、

○森八三一君 今の大正の御答弁の中で「地方財政の」云々といふことがございまして、その趣旨は、今御確約を願つたような税法の改正が行われることになりますれば、当然地方税の減収という結果が招来されます。承わるところによりますれば、

○森八三一君 今の大正の御答弁の中で「地方財政の」云々といふことがございまして、その趣旨は、今御確約を願つたような税法の改正が行われることになりますれば、当然地方税の減収という結果が招来されます。承わるところによりますれば、

○森八三一君 今の大正の御答弁の中で「地方財政の」云々といふことがございまして、その趣旨は、今御確約を願つたような税法の改正が行われることになりますれば、当然地方税の減収という結果が招来されます。承わるところによりますれば、

○森八三一君 今の大正の御答弁の中で「地方財政の」云々といふことがございまして、その趣旨は、今御確約を願つたような税法の改正が行われることになりますれば、当然地方税の減収という結果が招来されます。承わるところによりますれば、

○森八三一君 今の大正の御答弁の中で「地方財政の」云々といふことがございまして、その趣旨は、今御確約を願つたような税法の改正が行われることになりますれば、当然地方税の減収という結果が招来されます。承わるところによりますれば、

○森八三一君 今の大正の御答弁の中で「地方財政の」云々といふことがございまして、その趣旨は、今御確約を願つたような税法の改正が行われることになりますれば、当然地方税の減収という結果が招来されます。承わるところによりますれば、

○森八三一君 今の大正の御答弁の中で「地方財政の」云々といふことがございまして、その趣旨は、今御確約を願つたような税法の改正が行われることになりますれば、当然地方税の減収という結果が招来されます。承わるところによりますれば、

○森八三一君 今の大正の御答弁の中で「地方財政の」云々といふことがございまして、その趣旨は、今御確約を願つたような税法の改正が行われることになりますれば、当然地方税の減収という結果が招来されます。承わるところによりますれば、

ます。

○森八三一君 結論として、もう一ぺん確認しておきたいのですが、いわゆる大衆飲食税と称しておられるのが論議になっております。五百円、千円の免税点の引き上げにつきましては、昭和三十五年度の施策として、税法改正を政府の提案で実行に移されるというごことをはっきり約束せられたものと了解いたします。もしその了解に誤まりがありますれば、御訂正をいただきますか。

○国務大臣(青木正君) ただいまの御発言の通りであると私思っております。

○松澤兼人君 関連して、今の森委員からの質問に対しまして、青木長官はお答えになって、大体これでわかったわけなんです。最後に森委員から念を押されたことではっきりしたわけでありまして、その前提には減取というものがあつて、そのために、必ず三十五年度から免税点を引き上げることができるとか、多少私も多少疑問を思つておりました。しかし、最終的に念を押して、その点ははっきりいたしました。

もう一つ、問題は、地方制度調査会の答申の中で、やはりこの問題を議論したことがあります。それは、ちょっと私たちがいろいろと注文をつけましたために、字句の修正という形で、言葉が少しやわらかくなつておりますので、私も原文を持つておられますから、正確には言えないのでありますけれども、最初の案では、免税点の引き上げなどが行われたために大衆に対する負担が排除せられたので、これを引き上げる必要はないというようなきめ

つけ方をしていたと思うのです。それが多少字句の修正がありまして、一応大衆の負担が配慮されたから、この際引き上げる必要がないというふうな表現の仕方になつたと思つております。そこで、この際は引き上げないというごとは三十四年度であつて、三十五年からは引き上げるといふふうな答申をお読みになることになりませんか、どうですか。「この際」ということですね。

○国務大臣(青木正君) お話のように、「この際は」という気持でありますか、そのときの「この際は」という表現は、的確に今、三十五年度はやらない具体的なことではもちろんなかつたわけでありまして、しかし、考え方は、気持としては、この際はやろう、こういう気持を持っておつたわけでありまして、この際は、私は三十五年度に実施したい、こういう考えであります。

○松澤兼人君 三十四年度では引き上げを実施しないけれども、「この際は」ということは三十四年度だけであつて、三十五年度からは引き上げをお考えである、こう了解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(青木正君) ただいまの点につきまして、松澤委員のお話の通り、私も、さように考えております。

○委員長(館野二君) ただいま議題になつております四件につきましては、質疑はしばらく中止いたしましたして、消防組織法の一部を改正する法律案をこの際議題に供したいと思つておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(館野二君) 御異議がないよう

うでありますから、これを議題にいたします。本案は、三月二十五日に衆議院において修正の上、本院に回付されたものであります。本案に対しまして政府の提案理由の説明は、すでに聴取いたしております。これから質疑に入らうと思つておりますが、その前に、まず衆議院側から、衆議院の修正点についての説明を聴取いたします。衆議院議員渡海元三郎君。

○衆議院議員(渡海元三郎君) ただいま議題となつております消防組織法の一部を改正する法律案は、衆議院において修正議決いたしましたものでありますので、その修正部分につきまして、修正理由を簡単に御説明申し上げます。

修正の内容は、政府原案中の第十九条、第二十条及び第二十一条の改正とであります。御承知の通り、現行消防組織法の第十九条は、市町村消防が国または都道府県の一切の管理に服し、そのことを保障する規定でありまして、市町村の消防責任を明定した第六条の規定と相俟つて、民主主義の本旨に基く自治消防の原則を宣明している重要な条項であります。改正案では、この条文を改正して、国及び都道府県が市町村の消防運営に積極的に関与するものである旨の規定を加えていたものであります。改正の趣旨が消防に対する国及び都道府県の協力援助を強化促進せしめようとするにあることは了承されるのであります。しかしながら、国の財政的援助のごときは、本案の改正を待たずとも、別途措置できること

であり、また措置すべきことであつて、いやしくも自治消防の原則に変更を加えるごとき印象を与え、せつかく盛り上つておられる市町村の消防に対する責任感と熱意とを悪影響を及ぼす懸念のある改正は、この際差し控えるべきものと思つております。

右のごとき趣旨に基いて、第十九条の改正条文を削るとともに、全く同一の趣旨に基いて、第二十条及び第二十一条の改正条文をも削除して、現行法通りとしたのであります。以上が修正の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(館野二君) これより質疑に入ります。質疑のおありの方は御質疑願ひます。

○鈴木壽君 改正案なりあるいは今の修正点に直接関係のない問題でございしますが、ちょっと私、わかつかねるところがございします。この際、部長並びに長官から「長官じゃなくて、公安委員長としてございしますが、お尋ねしたいと思ひます。

実は、この国家消防本部の質、性格と申しますか、あるいは、まあ国家行政組織上における一つの地位についてございします。いろいろこう考へてみてございしても、どうしてもこの消防本部の今言つたようなことにつきましても、はつきりしたつかみ方ができかねますので、この際、関係者としてどういふふうにお考へになつておられるのか、あとで私、法制局の方々にもお尋ねしなければならぬと思ひますが、そういう意味で質問するわけにございします。

従つて、本部長は国家公安委員会の指揮監督を受けるということがはつきりうたわれておられます。国家公安委員会の一つの、何と言ひますか、事務局的な性格を持つものであるのか。この点は、どういふふうにお考へになつておられますか。まず最初に、その点お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(青木正君) お話のように、端的に申し上げまして、私も、消防本部というものの行政組織上における性格という問題につきましては、確かに非常に疑問と申します。あると私も考へるのであります。沿革的に、いろいろ聞いて見ますと、当時アメリカの占領下にあつて、そうあまり深く考へず、国家公安委員会の方に

つけるといふことにきめたのであります。しかし、御指摘のように、国家公安委員会のことをきめた警察法の中には、国家公安委員会の権限といひますか、国家消防本部に対するものは何もないのであります。にもかかわらず、国家消防組織法の一部には、国家公安委員会に付属すると書いてあります。そこに非常に不明確な点があるものであります。国家公安委員会の方から見ると、消防本部に対して何らの権限もなければ、責任もない。こういうふうな格好になつておられる。一方消防組織法の方には、国家公安委員会に付いておられる、こういうことが書いてあるものであります。そこで、しいて言へば、国家消防本部は国家公安委員会の事務局と、お話のように、そう解するほかはないのじゃないかというふうにも考へられるのであります。しかし、見方によりましては、これは、その他機関という観念も出てくる

かと思うのでありますが、その法制上のいろいろ従来検討して参りました考へ方につきましては、本部長の方から、法制上の問題につきまして、詳細御説明申し上げたいと思ひます。

○政府委員(鈴木琢二君) たいま国家公安委員長からお話のありましたように、非常に国家消防本部の国家行政組織法上の性格は、まことにあいまいな感じがいたしておりました。たゞいまお話のありましたように、国家公安委員会の事務局と解せられる点もあるのでございますが、一面、今もお話のありましたように、警察法による国家公安委員会の任務の中には、何ら消防についての国家公安委員会の任務というものが掲げられておりません。それによりまして、国家消防本部長のいろいろ権限等が書いてありますが、国家消防本部長が国家消防本部の職員を任免する権限を持っておられます。さらに他の法律、たとえば建築基準法とか、耐火建築促進法等によりまして、建設大臣が職務を行うに当って、国家公安委員会有るいは国家公安委員長の意見を聞くというのではなくて、国家消防本部長の意見を聞かなければならないという旨の規定がございまして。また、水防法等にも、都道府県知事が建設大臣の承認を受けた水防計画を国家消防本部長に報告しなければならぬというような規定がございまして。これらの点を見ますと、国家消防本部長の権限は、事務局長の権限よりも、むしろこの権限をこえた権限でありまして、むしろ行政機関の長に与えられた権限事項であると思ふべきではないと思ふのでございます。この面から申

しますと、国家行政組織法第三条第三項ただし書きにありませぬ機関、すなわち外局としての長としての性格を持つておるものと解されるわけでございます。まあそういう点で、まことにこうはつきりしない点があるのをごさいます。結局どこに当てはまるのだということになりまして、国家行政組織法第八条にいうところの「その他の機関」第八條をちよつと読み上げてみますが、国家行政組織法の第八條は、「第三条の各行政機関には、前条の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内、特に必要がある場合において、法律の定めるところにより、審議会又は協議会及び試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる。」と、こういうことになっておられます。その「その他の機関」というものに入るものと、こう言わざるを得ないような性格を持つておるわけでございます。しかし、だんだんと申し上げましたように、国家消防本部長の権限等から考えますと、必ずしもその八條にいうところの機関だけではなしに、国家行政組織法の第三条第三項のただし書きにいう外局的な性格の非常に強い機関だ、こういうことを言つて差しつかえないと思ふのでございまして。いづれにしても、むしろ、この条文に当てはまる機関だということとは、非常に言いにくい機関になつておられます。

○鈴木琢二君 お話を聞いておりましたも、また、私自身いろいろ考へてみましても、確かにびしりと表現することのできないような性格を持つたものだと思ふのです。一体「その他の機関」とは何かということ、ここで

は、おそらく普通機関あるいはそれに類するものというものが「その他の機関」じゃないだろうかと思ふのですが、ともかくいづれにしてもはつきりしないのです。公安委員長のお話のように、警察法の方では、何ら消防に関するところが公安委員会の所掌の事項の中に入つておらないというふうなことで、ですから、その限りにおいて、その面からだけ見ますと、公安委員会の先ほどお尋ねし、また委員長からもお答えがあつたように、事務局的なものともまた考えられない、こういう考へ方に立たざるを得ないと思ふのです。従つても、警察法自体でなくとも、国家公安委員会の任務あるいは権限等の中に、消防のことが所掌できるような何かのものがあればともかく、今言つたように、そういうものが現在どうやつてみておられないのか、どうもこれははつきりしないのだ、こういうことになつておるのです。本部長のお話の中では、第三条の第三項ただし書きによる外局的な、そういうふうにも考えられると、こういうふうにおつしやるようですが、さればと

いって、この第三条の第三項にはつきり規定できるかという、そうでもないと思ふのです。そこで、これは水かけ論みたいな、変なことばかり言つてもわかりませんから、こういう機会に、法制局なり行管の方から、一つどう見ているのか、これは、国としての大きな役割を持つ機関でありながら、どうもあいまいなような性格であるというふうに行管の方でどういふふうに見ておられるのか、どういふふうに見ておられるのか、この点を一つお答えいただきたい。

○政府委員(山口西君) 行政管理庁の方の解釈といたしまして、組織法の上では、第八條の「その他の機関」というふうな解せざるを得ないものと考えておられます。

○鈴木琢二君 法制局の方、おいでになりますか。(今まだいせん)と呼ぶ者あり) そうですか、それでは法制局の方には、あとからお伺ひいたしますが、「その他の機関」といふふうに行管の方ではお考えになつておられると、こういうのですが、まあ先ほど本部長も、「その他の機関」といふふうに見るべきだろうといふふうなお話もございましたのでありますが、もし「その他の機関」といふふうな規定づけるとすれば、この消防本部組織令でございまして、こういうものがどう考へるべきものかどううかということなんです。国家消防本部組織令の一番初めに「内閣は、国家行政組織法第七條第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。」と、この場合に、私の解釈するところによりまして、国家行政組織法の第七條第七項によつて、こういうことであるとすれば、これは行政機関として内部的ないろいろものをきめる際に引用するべき条項じゃないだろうか、こういうふうな考へるのです。とすれば、「その他の機関」といふふうにもし性格づけられるのだとすれば、こういう組織法の、行政組織法ですよ、組織法の第七條第七項というふうな事柄が、ちよつとここに持つてきにくくなる問題じゃないだろうか。ここでは、考へ方としては、一つの行政機関とし、それがまあ外局的な性質を持つか、どういふものか、まあともかくとして、一

つの行政機関としての考へ方に立つて、こういうものから本部の組織令を作るのだと、こういう考へ方に立つておるものと思ふざるを得ないので、その点どうですか。

○政府委員(山口西君) 実は、私當時の事情をよく存じていないので、また研究不足で申しわけございませぬが、国家消防本部には事務局的な色彩もあるといふので、この条文を引いたといふことではございませぬ。実は、當時の事情十分まだ研究してございませぬで、十分なお答えをできません、申しわけありません。

○鈴木琢二君 ちよつと申し上げます。先ほど私読み上げた国家消防本部組織令の消防本部の方からいただいたそれによりまして、「第七條第三項及び第四項の規定に基づき」とございませぬが、実際は何か第七項になつておるんだ、こういうことだといふことではございませぬから七項と申し上げたんです、それでいいんですか。

○政府委員(鈴木琢二君) そうでございませぬ。こちらの方でも改正してありませぬので、現行法では第七條第七項になつておられます。

○鈴木琢二君 そこで、ですから、事務局的なものだといふのが強いといふような解釈をどういふふうにしてとれるものか。さつきからまあ本部長も委員長もお答えあつたように、どうもはつきりしないことは確かなんですが、一体どつちの方のそれが強いものか。それによつてやはりどういふふうなものか。まあ當時の事情として、今行管の方からお話がありました、事務局的な色彩が強いんじゃないかと、こういう

ふうなお話ですが、必ずしもまたそうでもないというふうにも考えられるのですがね。

○政府委員(鈴木琢二君) それでは、私どもの解釈いたしておきます事務局的な性格という根拠をちよつと申し上げたいと存じます。

○鈴木琢君 いや、事務局的な性格もあることは、さつきから私もあるんじゃないかと思うのですね。それからあなたもおっしゃっておるし、委員長もおっしゃっている。と同時に、その他の機関であるとか何とかというふうなことにもなっているわけですね。そこで、いろいろ必要な要素があるらしいのですが、この消防本部の組織を作るものからすれば、これは明らかで、どんびりしり事務局的だというお考えに立たざるを得ないと思うのですよ。そうでないと、法律に基づくという規定でございませうから、だからまあどんびりしりではなく、とにかく性格としてそれがはつきり強いんだというのでなければならぬと思うのです、このあなたの方の本部の性格というものが、そうでないと、私はこういうものは無意味だと思ふのですが、そういう意味で、それでは一体強くて——本質的な点では、多少のあいまいな点は残っているけれども、もともとは事務局的なものだというふうにいえる根拠はどこかというわけなんです、ただ要素があるとかないとかということだけでなしに。

○政府委員(鈴木琢二君) 御承知のように、国家消防組織法にもはつきりとその点が出ておりませんし、また、国家行政組織法上にも、はつきりとした性格がうたわれないので、結局、こ

の国家消防本部組織令に初めて国家行政組織法との関係が出て参りますので、法律的なはつきりとした根拠というものは、これ一つしかないというところでございます。それで結局、この現行法でいきますと、国家行政組織法の第七条第七項ですか、これに規定してあるのは、国家消防本部組織令の点からばつきりした性格を認み出すという以外に、現在の法規上の何ら根拠がないわけでございます。そういう意味から申しますと、国家公安委員会の事務局としての性格が非常に強い、こういうことがいえるんじゃないかと考えておられます。

○鈴木琢君 あなたの方は逆に、こういうことに規制するしかないのだから、規制したのだから事務局だというふうなちよつと議論のような御答弁だったようですが、もともとはこういふものだからこういう性格を持つていふんだということを確かにさつきも——私もわからないからお聞きしているんです、あなた方もお答えになつておられますように、いろいろなこういう要素があるようにございませうから、しかし、何か本来の持つ任務なり権限なり性格等からして、やはりこういういわゆる国家消防本部なんといういかめしい名前である一つの役所でございますから、どこかでやはりもつとびしゃつとわかるような任務づけあるいは性格づけがないと、非常にどうも私ども、どう考えても、非常にどうもからないうような点から、まず聞いているわけなんです、しかし、あなたのさつきのお言葉の中では、たとえば「その他の機関」とも説きざるを得ないようなお話もございました。

で、「その他の機関」とすれば——これは私の疑問です。お尋ねというよりも疑問ですが、消防審議会とか何とか、いろいろなものがあるにきくついでくるということも、普通のその他の機関においてははないんじゃないだろうか、これもおかしな性格ということを表わす一つの理由じゃないだろうか、こう思うのですが、まあこういう点、これはああでもあうようだし、こうでもあうようだとおっしゃるので、一体公安委員会なりあるいは政府の見解として、どれを強めた解釈をとっておられるのか、できればそこを、今これは、どうのこうのと言つても始まらないと思ひますが、お聞きしたかたのです。そうして今度のたとえば消防本部を消防庁にしたいとか、いろいろの問題について、私どもがそういう場合にものを考える一つのめどになるんじゃないだろうか、今のこういう性格がかりにいけないならいけないと、だからこういふふうにしなればいかにぬというふうなもの考え方をすれば、私は今後の——あなた方はどういう位置づけを考えておられるのか、私どもは、私どもは、それはそれなりとして私に考えていけると思ふ。何かしらわからぬところに、さらにまた、今度妙な格好で、庁にならばいいのだ、もしそういうふうなことであるとすれば、ちよつと私どもとしては、もう少し掘り下げた検討しなければいけないんじゃないかという気持もあるのです。その点、私の言ひ方も非常にまづいのですけれども……

○国務大臣(青木正吉) 率直に申し上げまして、あるいは、鈴木委員から、

それならなぜ政府の方は早くそういうやり方をやらなかつたかと、いろいろおしかりを受けるかもしれないが、その点は一つ御了承を願ひまして、私、はつきり申し上げますが、お話のように、私も、国家消防本部という性格が非常にあいまいである、その性格が非常にあいまいである、その具体的な非常な障害の面を申し上げますと、たとえば、こういう性格であります、たとえ、予算の獲得のときは、国家公安委員長が一応消防の予算をやるわけでありませう。しかし、国家公安委員長の任務と申しますか、それには、何も消防をやれということとは規定してないのであります。で、事実問題として私が大蔵省と予算折衝をやる、こういう格好でやっておるわけでありませう。そこで私は、こういうやり方は、今お話をありましたが、とにかく全国の火災の大きな問題、その消防、市町村消防でありまして、国の機関としてできるだけ消防に協力し、いろいろ研究等もやらなければならぬ。そういう大切な機関をこういふあいまいなあり方で置くことは、私はどうしても不合理だと思ふ。そこで、飛躍する議論になるかもしれないが、私も、現行のこのままのものを改正するという考え方よりも、まだ提案されておられません、これはそこでどうしても、内政省なら内政省ができる場合なら、そこにはつきりした性格で、内局なら内局、外局なら外局というふうな、はつきりしたものにいたしませんと、こういう姿で私に問に付すべきものじゃないとこう考えるのであります。そこで、内政省の問題はまだ出してないから、まだ成立してないのだから、これ

は、成立しない以上は、まだこれをもつてはつきりとした行政機関にすべきじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、私は、できればこの国会において内政省を実現したいと、こういう考えを持っておりましたので、その機会に、この消防本部のあいまいな性格というものを、行政組織法上のはつきりとした性格に直したい、このままでいくと、これは直しても直しようがないのじゃないか。どうしてもやばりはつきりした機関にしなければならぬということ、私ども強くその点を考えておるのであります。

○鈴木琢君 本部長さん、あなたは事務局局的だと言ひ、それからまた、一つは、第七条第三項による一つの外局的なものだと、こういうふうな、まあこれは悪口になるかもしれないが、私どもは期待したいというふうな気持ちではないだろうかと思ふのですが、これははつきり言ひ、もともと外局である、国家公安委員会のです。これは明らかに外局です。それである、さらにその下の事務局局的な性格だ。これはやはり確かに、今の公安委員会からの規定づけでなくて、行政組織法からの規定づけからすれば、そう読まざるを得ない部分もあるわけですね。しかし、一方あなたのおっしゃる、単にそれだけでなしに、建設大臣は建築基準法の上であなたと協議しなければならぬ、それから水防関係では、大臣並みに扱つていられる、もうこういうところに——それで果して外局のまた事務局の長がそういう取扱ひを受けるべきかどうかという私は大きな問題があると思ふわけですね。

第二部 地方行政委員会会議録第二十二号 昭和三十四年三月二十七日 【参議院】

どうも何べんも申し上げますように、私あなた方をどうのこうのと言うのじゃない。私自身わからないので、実は聞いてるのでございますが、まああなたに対するのはそれで一応やめまして、法制局の方がおいでになるようでございますから、法制局の方にはちょっとお伺いしますが、国家消防本部の持つ性格、というよりも、もう少し申し上げますと、国家行政組織法上におきますところの地位でございますね。これはどこに位置づけられるものであるのか。さつき消防本部の方々からのお話を聞きますと、いろいろの性格をあわせて持っているようにも聞きますし、行管の方々から聞きますと、第八条の後段で言う「その他の機関」だと、こういうふうに見ておられるのか、お聞きしたいと思うのです。

で、少くともこの昭和二十七年当時の政府当局といたしましては、やはりこれも公安委員会の消防部門の事務局と、そういうような面もある。二つある。その面をとらえてこの組織令を作った、そう言わざるを得ないと思えます。しかしながら、また考えてみますと、事務局というものは事務局という名前を使うのが普通で、しかも、普通の事務局といたしますれば、所掌の事務をつかさどるのがそういう機関の普通な事務であります。そういうところから見ますと、これは非常に異例な形になっておるわけでありまして、どうもこれは、いろいろの法律を見ましても、国家消防組織法ですか、これ自体が何か風変わりになっておるのですか、御指摘のように、何と申すのですか、国家行政組織法ですか、そういう一つの基準なり規格をきめた法律から見ますと、どうもびたりとしないという点が出てくるのは、御指摘の通りだと思います。従いまして、将来の問題といたしましては、なるべく規格に合した、そういう風変りでない、普通の型に直す機会があれば、漸次そっちへ持っていく方がいいんじゃないかと思えます。

一応法律上の考えとしては、ただいま申し上げた通りであります。

○鈴木君 お話で、「その他の機関」でもあるというふうにも考えられるし、しかし、事務局の性格で内部組織としての、そういう立場に立つての組織令をきめたのだというふうなことで、どうもウエートがあるというふうな感じが強いのかという点です。

○政府委員(野木新一君) 付属機関と申しますか、第八条の「機関」というのを、また非常に突き詰めて考えてみますと、外局などと違って、非常にいいまいな点が正直に申しますとありますので、どっちがどうということも申されませんが、ちょっとあまいですが、少くとも付属機関ならば、内部組織は別に政令で書かなくてもいいというところになっておるのです。ですから、当時の組織令を政令で書いた、私どもは、今これを、先任者の人たちの意見を否定するものではありませんが、当時一番フレッシュな考え方をいたしたのを置いといて、やはり事務局の方にウエートを置いて考えていたと、こう考えざるを得ないと思えます。

○鈴木君 私も、おっしゃるようには、この一つの手がかりは、こういう消防本部の組織令というものが、こういうものによつてできるとすれば、それは非常に事務局的な性格が強いものだと、こういうふうな考えざるを得ないのではないかと。いろいろな充足なきさがあるとしても、そういうふうな考えざるを得ないのではないかと思えますが、一方の行管では、「その他の機関」と、こうおっしゃるわけですが、そこで、さつきもちょっと申し上げたのですが、「その他の機関」に、何もこういう政令なんか作らないでもいいと思う、そのうちに今度はさらにまた消防審議会などという、今度はそのものの性格の問題も出てくるようが、そういう付属的ないろいろなこともどうもはつきりしない点があると、そういうふうには私は思うので、行管の方では、「その他の機関」と見るよりは、かないとおっしゃるのですが、法制局の方ではどうなんですか、これは。

○政府委員(山口重君) 現在の法律のどっかへ当てはめなければならぬというところで研究しますと、やはり非常にばく然とした表現になっておるものが、はつきりしないいろいろな性格のもの、行政官庁では、行政機構の中には現われる可能性があるので、付属的な機関を置いてやる。そこにはつきりしないものを一応位置づけるという程度でありまして、実は内容的に実質的な意味から見れば、やはりおっしゃる通りに、事務局の性格のもの、この感じはいたしておきます。これらはつまり、非常に複雑な行政機構で特殊のものでありますので、将来行政組織法というふうなもので全部を完全に網羅していくということになります。もう少し組織法の方か、あるいはこういう特殊な機関を作る場合の作りか、検討しなければならぬのであるというところは、部内いろいろな今まで論議し、研究しておるところであります。

○鈴木君 法制局の方にお聞きしますが、こういうものをやはり何とかもできるような、そういうことが私は必要じゃないだろうかと思っております。それから、これは消防本部の方にも、今回組織法が変るのですから、できればこういう機会に、何かすっきりした解釈なり、そういうものを持っていく方がよいのではないかと思っております。どうも、あなた方がいろいろ関係するところで御見討いただいて、特に私、主管しておる公安委員長の方にも申し上げたいのですが、あなたは自分の所管であるけれども、これは一体、何かあなた自身も御疑問をお持ちになっていらっしゃるようですが、また無理もないことですが、これはどうでしょう。

○國務大臣(青木正君) これは、私も先ほど申し上げましたように、こういう形のもので今まで放任しておいたのは、そう言うとおかしいのですが、おかしな思いもします。そこで、先ほど申し上げましたように、自治省の設置法というものが、この国会でできれば同時に実現をはかつて、そうして消防というものをはつきりした姿に持っていきたいと、こういう考えを基本的には持っておるわけがあります。

○政府委員(野木新一君) お説のところは、まことにもの点だと思っております。私どもの見解が突然入ってきて、別に打ち合せもありませんでしたので、行管の方と多少食い違ったかのような印象を与えておるようでありまして、私としても、現行法の中に規定する国家消防本部なるものがびたりと事務局一点張りには当てはめられるものかどうかということになりますと、これは一種の特殊のものがあるといわざるを得ないと思えます。これは、当時できたいろいろのものがあるだろうと思いたいますが、全く普通の組織法から見ると、何と申しますか、まますと、非常に非常におかしい、特殊の形態の法律として残しておるので、私ども、何とかこれを整理したいと言つて、今度もちょっとやってみましたが、消防法と消防組織法、これは二つともからみ合

いまして、ここで手をつけなければかへも手をつけるといふ、全面的に検討してみなければ、なかなか短期間ではできないというふうな関係もありまして、なかなか手がかぬというわけでありまして、将来の問題といたしましては、消防の機構、機能そのものに何かを特殊な性質でもあれば別問題ですが、特殊な行政は特殊な組織を醸成するといふ点がありまして、これも当然その点だと思ひます。一般論といたしましては、やはり国家行政組織法といふ一つの基準法なり、規格規定がありますから、それになるべく合せるように、すなわち普通のような形にしたい、そうするのがよいのじやないか、これは、その通りだと思ひます。

○鈴木藤君 これは青木さん、あなたの方の自治省設置の問題と、これは別に關係なく申し上げておるので、あまりうまい口実になるようなことは……これは冗談ですがね。私も私としては、かりに外局なら外局として、はつきり、どこにどうということではない、それならそれで私に思ひます。それで、これは私、こういうものができてから、他の法律を作る場合にも、そういう皆さんの検討のもとに、さつき本部長さんがおっしゃったような、たとえば建築基準法のように、もう少し突き詰めて考えていけば、あなたのあるいは公安委員長と話をすればいいかもしれませぬけれども、まず協議というふうなことをやるとすれば、これは何もあなたを無視してという意味じゃありませんよ。とにかくやっぱ私は、そういうところから、ただこういうものがあるのだから、これを協議する、こういうものがあるの

だからこれと協議をする、あるいは消防の方と協議をするとか、あるいは報告すればいいのだと、簡単にやってしまつて、今後あとからその持つておる性格といふものを、あとから出て付与されたものによつて、何かこういふいろなまた違った要素に考えざるを得ないといふふうになつてきておる面もあるのじやないかと思ひますが、もともとは、そこまで考えておつたわけではないけれども、今言つたような、他の法律ができる際に、そういうようなものができてしまつた。ちやうど公安委員会といふものは警察のための、これに消防をくつつけたために、公安委員会としては、おのれの分野の任務について何ら規定されないものであつても、この消防組織法があるために、自分の所管だといふふうになつておるを得なくなつてきてしまつて、こういうふうなことになるので、これは、先ほど申し上げましたように、私自身がどう考えたいかわからないために、いろいろの方々からお聞きしたいと、こう思つてお聞きしたのですけれども、お聞きしますといふと、私の思つていたような、あいまいさといふものが依然として残つておる問題だと思ひますので、これはぜひ一つ、省になるとか何になつて、現在のこの国家消防本部のあり方といふよりも、むしろ性格あるいは行政組織上の地位、こういうものについては、これは統一した解釈なり、またそれにふさわしい内容も出るような、そういうものであつてほしいといふことを、これは要望になりましたが、申しまして、一応この点、打ち切りた

と思ひますが、ただ最後に、そういう御検討については、青木さんやあるいは法制局の方でやつていただけるかどうか、最後に、簡単に私にお聞きすればよろしうございませぬ。

○国務大臣(青木正君) 私も全く同感であります。こういうあいまいな性格にしておくといふことは、行政組織から見てもおかしければ、行政組織から現実の仕事をする面からいたしまして、やはり権限とか責任とかいふものは、はつきりしておかなければ、ほんとうの仕事はできないのであります。私、私、できる限りそういう早い機会に、はつきり行政組織法上の性格を与えなければならぬ、かように考へております。

持っており、相当の専門家もおりまして、十分自分の都市についての消防計画と申しますか、そういうものをりつぱに立てておるのであります。ところが、小さな市町村になりますと、御承知のように、いわゆる消防団がこれを担当しておられて、科学的に、一体自分の村を守るためには、どの程度の消防施設があり、どの程度の消防要員がなければならないのか、こういうふうなことにについては、なかなか研究しては、ひまもありませんし、また、専門的な知識も欠けておるわけでありまして、現在、一応の基準は示してあるわけですが、一応の基準は示してあるわけですが、それは、私どももたいしては、やはり国として、市町村にやらせることに無理なことは、国のおいてそういうものを研究して、これを市町村に対して、これは命令するものではありませんが、あくまでもこれは勧告と申しますか、助言と申しますか、この程度の規模の地域、この程度の人口の市町村では、この程度の消防施設、この程度の消防施設ならばこの程度の人員が最も適当であるといふうな一応の基準を研究の上きめていきたい、こういうことなものであります。

○占部秀男君 大臣の今の御答弁で、ほほわかつたやうなものであります。重ねて実はお伺ひしたいことは、この点は、衆議院の方で第十九条を削除をされたわけでありませぬ。このこと、われわれも、この問題に關連のある第十九条に關連しての疑問といふのは、消えたやうな形になつておるわけでありませぬ、いづれにしても、往原案として出すときには、そういう思想のもとにやられたと考へるので、

私、特にこの十四の問題についてちよつとお尋ねしたいのであります。この試験の基準の問題であるとか、あるいは火災を防止する計画の基準の問題とか、こういう問題は、一般的な基準の問題としてこれは共通する問題であります。しかし、消防に必要な人員といふようなことになる、えとしてやはり具体的に、この村、この町ではどのくらい、こういうことにならざるを得ない。そこで、今大臣の言われたやうな適当な勧告ですね。あるいは何をしようといふような場合でも、それその村、それその町における規模といふものがあり、人員關係といふものは、施設の問題と違つて、そういう普遍的なもので基準を定められるわけのものではない。従つて、どうもこの村、市に対しての勧告が、普通の物的な施設の場合と違つて、ややいわゆる干渉した形のものに、従来のいろいろな例から見ると、なりがちになつてくる。しかもこれは、地方財政計画の問題とは違ひますけれども、やはり地方財政計画の場合に、一応の指針はあつても、現に市町村長は、實際物的な關係から、物的といふのは施設じゃありません、金の關係から、やはり自治庁の指導監督に従わざるを得ないといふやうなことになるので、この場合とは質的に違つておると思ひますけれども、どうもその第十九条をここに入れたという思想から、私はひがんでいかぬと思ひますが、その方に走りやすいやうな感じがしますが、そういう点については、明確に一つお答えをしてもいいと思ひます。いづゆる純粹の普遍的な基準の問題についてこれは研究あるいは立案をするのだ、そ

法の各条に規定されているが、消防団には、法で定められている以外の慣習による奉仕的な公務もある。たとえれば、危険防止のための祭典のよきな群衆の整理とか、山岳遭難による捜索等にも、組織力を持つがゆえに出動をさせられる場合があるのだ。しかし、さういふ場合には、けがしても災害補償の共済、それには適用ならないから、何とかその点は適用になるようにすべきじゃないか、こういうことを書いてあるものですか、今お聞きしたことは、この人たちは、現場におりながら、そういうことを知らなくて、こういうことを訴えたのか、こう私思わざるを得ないのですが、その点、もう少しはつきり……。

○政府委員(鈴木琢二君) お話のような場合には、大体において公務災害の対象になり得ること存じますが、一部には、消防関係でなければ公務災害補償の対象にならないように誤解をしているものもあるのではないかと思っております。その点は、なお十分はつきりするようにしたいと思っております。私どもは、先ほど来申し上げましたような公務上の災害であれば、たとえ消火その他の純粋の消防の場合でなくとも、公務による災害の場合には、できるだけ広く災害補償の対象にいたしたい、さように考えております。

○鈴木君 念のためにあれです、これは、今お伺いしましたように、何か末端のこういう消防のことに従っておる幹部の方でも、こういうふうな考え方を持っておるとすれば、私、現在のあなたの方の考えられておる、そして従来とってきたそういう考え方について、

十分徹底しておらないじゃないかと思うわけですね。これは、何でもかんでもいいかげんに名前を使っても、しかも困る話なんですけれども、しかもここに書いてあるように、たとえれば、山岳の遭難によつての行方不明、来たつて手が足りないのだというところで、頼まれる場合もあるので、そういう場合に行つて、運悪くたまたまがけからすべり落ちたとか何とかというところもあり得ることなんです、そういうところが当然、何といいますが、公務に準じて災害補償というものの対象になり得るとすれば、これはそれでいいわけなんです、この人たちの解釈では、これはさうでないのだ、それで困るのだ、こういう訴えなものですから、この災害補償の共済の運用に當つての不明確な点が、今言つたようなところにも一つ一つあつたとすれば、はつきりさしておいていただきたいと思つておる。

○政府委員(鈴木琢二君) 先ほど申し上げましたように、いろいろ一線で徹底しない点があるかと思つて、その点は、十分公務災害というものは、こういうものだといふ範囲を徹底するように、今後も努力していきたいと思つておる、この地方自治法にありま

す、防犯、防災、罹災者の救護、こういうことは、はつきり公共団体あるいは市町村長の任務として書かれておる、この中で、これに該当する限りにおいては、当然に公務上の災害ということ、その点ではできるだけ広く解釈して、公けのために、公共のために出動したような場合には、当然にこの条項

にも当てはまると存じますので、おおむね公務災害には該当いたすと考えております。

○鈴木君 いたすと考えておる、ということにより、むしろ私、これはやっぱ一つ一つの解釈になると思う。たとえば、私なら私が山で三日も四日も帰らなくて、みんな心配しているんだといった場合に、かりに私のために消防団員が出ることが公務だと解釈していかどうかということ、あるいはこれは一つの迷いがあると思うのです。そこら辺、やっぱ具体的に一つや

つていただかないと、はつきりしないんじゃないかと思つて、ですから、防犯とか、防災とか、さういふ自治法に載つてある、市町村長のやらなければいけない仕事の中に当然含まれるというふうなものについては、それは心配ないんだ、こうおっしゃるんです、今私の言つたような事柄が果してさういふ公共のためと考えられていいのかわりかということにおおむねこれは疑問があつて、私にこういうことを言つてきたんじゃないだろうかと思つて、それから、この点、やっぱはつきり具体的にやらないと、今のただお答えだけでも、ちょっと私心配のようない点がありますから、その点を一つ……。

それからも一つ、ただ私、消防団の出動というもののついでに、やっぱりしかししの場合でも、市町村長なり団長が号令をかけたければ、どこでも何でも出かけていくんだ、こういうことだけは——またしかし、その事態を十分考へて出動すべきものであるかどうか、団員をそこへ出すべきものであるかどうかという点については、これは、いろいろな過去の事例等からし

て、やっぱり成めていただかなければいかん点があると思う。たとえば、お祭の群衆の整理だ、これだつて、それは考へようによつては必要だとも言えます、場合によつては要らざることも言えない、場合によつてもない場合があると思つておる。いつでもさういふ場合には出かけていけるんだというふうな気持ちももしかりにあるとすれば、そのために要らざる紛争なり、さういふものが惹き起されるということも予想できますから、これはしかし、出るためには、ほんとうに公務であり、あるいは公務に準じて、だれしもが至当と認められるような、さういふ場合でなければ団員を勝手に動かしてはいかんとさういふことについても、一つ今後のさういふ出動等の場合に備えて、十分これは徹底していただかないといけない問題だと思つておる、その二点を一つ、もう一度伺います。

○政府委員(鈴木琢二君) 今のお設例にありましたような、お祭の問題等がありまして、場合によりましては、不明確な点がございますが、だんだんとお話のありましたような点は、地方自治法等から見ても、いずれも公務災害と、さう見られるものじゃないか、大体それに該当するものと考へられます。それで、今消防組織法の一部改正をお願いいたしておるわけでございますが、この改正法の施行の際には、さういふ点も具体的にはつきりいたすように、十分地方に示したいと思つておる。なお、今回の法の改正で、地方の指揮統制等もはつきりうたつておりますので、なおさらさういふ点等もはつきり、内容をなるべく具体的に考へまして地方に示した

い、かように考えております。

○委員長(館野二君) 消防組織法の一部を改正する法律案の質疑は、この程度で終局したものと認めて御異議はございませんか。

○委員長(館野二君) 御異議はないようでありまして、質疑は終局したものと認めます。本案に対します討論採決は次回に譲ります。

○委員長(館野二君) それでは、引き続きまして、先ほど中止いたしました地方交付税法の一部を改正する法律案その他三件につきまじつての質疑を続行いたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(館野二君) 速記を始めて下さい。

○成瀬藩治君 大臣に、来年の大略のことをお聞きするわけなんです、たとえば、税制調査会の答申案に出ておる消防施設税の問題についても、この前ちよつとお伺いしましたところ、何とかしなくちやならぬじゃないか、その取り方については、前のときには、担保関係に対するものが、今度は固定資産関係のものが答申されておる。しかし、何とか消防関係をなくちやならぬということをおっしゃつていられたが、これが来年度はどう見通しがつかぬのかどうか、あなたの方として、おそくとも九月、十月ごろに結論が出てこなきゃならぬ。予算編成前に結論をお出しになる、さういふことはどうなるのか。

それから、先ほどここでお聞きしておりますと、遊興飲食税の問題については、来年度は必ず減税をするとい

い、かように考えております。

○委員長(館野二君) 消防組織法の一部を改正する法律案の質疑は、この程度で終局したものと認めて御異議はございませんか。

○委員長(館野二君) 御異議はないようでありまして、質疑は終局したものと認めます。本案に対します討論採決は次回に譲ります。

○委員長(館野二君) それでは、引き続きまして、先ほど中止いたしました地方交付税法の一部を改正する法律案その他三件につきまじつての質疑を続行いたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

うのですから、来年度新しく取るものと減税されるものについて、来年度はこういうことをするんだというものがほかにあったら、一つお聞かせ願いたい、こう思っておるのです。私は、大臣に質問するのはこの一点なんです。

○国務大臣(青木正君) 地方財政計画に關連し、また、地方税關係におきまして、三十四年度の予算編成に當りまして、私どもが何とかこの機会に解決したいということで努力して参りましたのは、お話のように、消防施設税の問題、それから遊興飲食税の問題、それから所得税の減税に伴う住民税はね返りの問題、さらにもう一つ、交付公債の問題を私どもは取り上げておつたのであります。この四つの問題につきましては、できることならば、三十五年度に処置すべきものでありまして、今回方針だけはきめておきたいということでその方針で努力して参つたのであります。まことに私ども残念ながら、その実現を見なかつたのであります。しかし、これはこの機会にあらためて取り上げた問題でないものでありまして、もう昨年の秋以来ずっと取り上げつた問題でありますので、継続の問題として、どうしても三十五年度の方針を立てる前にきめたいと、こう考えております。そこで、今までのいろいろな各方面と折衝した過程におきまして、ある程度各方面の意向もわかつておりますので、先般来やりましたような交渉と違ひまして、もっと具体的に話を進めることができるんじゃないかと、かように考えております。私どもの所期する目的は達成できるかどうか、もちろん来年のことでありま

すので、無責任にそういうことを言うわけには参りませんが、しかし私どもは、この四つの問題は、自治庁に課せられたる最も大きな責任と、地方公共団体のために私どもぜひともやらんけりやいかぬ問題という考え方に立って、全力を尽してこれが解決をはかっていきたいと考えておるわけでありまして。

○成瀬輔治君 私、突然の話で、大臣としてこの四点についておっしゃることはわかりませんが、特に住民税の問題あるいは交付公債等の大きな問題であります。そう簡単にはどうこうとは言えないのですけれども、しかし、自治庁は、何と云つたって、まあ七百億の減税に基いて百億ですか、今年度は平年通り二百二十億見当になるかもしれません。それにしましても六・一%の伸びがある。従つて、地方税關係においてはどのくらい伸びを見るのか、いろいろ見方があるのですが、とにかく伸びる。そうしますと、その中で、地方自治体が非常にえらいものですから、国からやらなくちゃならぬということになるから、いわゆる住民税からする所得税のはね返りの問題をどうするか、あるいは交付公債の問題、あるいは臨時法が廃止になる、あるいは町村合併、あるいは新市町村促進法の問題等が穴があいていく問題、いろいろの問題があると思ひますが、そういうことはさておいて、私は一つここで大臣にお聞きしたいのは、たとえば、消防施設の問題については、少くとももう何べんか答申案が出ておる。私が知っておるだけでは、二度三度と出ておる。もうここらあたりで締めくくられなければならぬ。ですから、

大臣が任期はどうかとかなんというところじゃなくて、大臣をずっとお続けになることを前提として、少くとも自治庁として、大臣だけが約束するのじゃなくて、自治庁として約束されることは、消防施設税は、少くとも三十五年度には目標がつく、とにかくレールの上に乗るのだ、自治庁としてそういうお約束ができるものかどうかという点はどうでございませうか。

○国務大臣(青木正君) 消防施設税の問題につきましては、先般の当委員会でも私申し上げました通り、消防施設税という形、あれだけに固執して果して解決できるかどうか、これも疑問があると思つております。その場合、他の方策としてのやり方の問題、先般成瀬委員からお話のありましたようなことも一つの方法かもしれませぬ。それから、私から申し上げましたような、また別な行き方もあると思つたのであります。いづれにいたしまして、この前の昭和三十四年度の財政計画を立てるときに、消防予算を組むときに、第二段の方策についてある程度足を踏み込んでいく必要があるんじゃないかというところまで話し合ひもいたして参つたのであります。遂に実現できなかった。しかし、答申も得ておることでもあり、答申があるなしにかかわらず、実際に今のようなあり方で、わずかばかりの補助金何かを毎年毎年大蔵省から予算折衝で出すというふうなあり方につきまして、私ども、どうしてもこのままでいいと考へられません。今度は、昨年と違ひまして、いろいろ今まで折衝したこともありましたので、三十五年度はぜひとも解決したいと、ある程度見通しを立て

て、そう従来考えておつたようなあり方ではできるかどうかは別といたしまして、ある程度解決の見通しは立つたんじゃないかと、こう考えております。○成瀬輔治君 消防施設税の問題については、まだ私も意見があるのですが、もっと希望として出したいのですけれども、まあお忙しいし、大沢さんのあれがあるそうですから、やめまして、次に、遊興飲食税については、先ほど森委員あるいは大沢委員から御質問がございまして、三十五年四月一日から実施するのだ、それは五百円であり千円であるというのに限られておるのか、あるいは公給領収証等までふくめての遊興飲食税全体の考えなのか。その辺のところも一つ明確にお答え願いたいと思ひます。

○国務大臣(青木正君) 具体的に案を立てるに當りましては、もちろん、先ほど森委員から御指摘もありましたように、あれの中には、免税点の問題ばかりでなく、私どもは不合理な面もあると思つております。やはり合理化の線も検討していなければならぬことは当然と思つております。たとえば、段階の關係で不合理な点等も出ておりますので、それからまた、公給領収証等についてもいろいろ議論もあると思つておりますが、今ここでどうというあれはありませんが、私どもは、遊興飲食税の当委員会の決議を尊重してやります場合は、その減税のやり方につきましては、やはり自治庁として、いろいろな不合理な面等を検討してやらなければいかんと、かように考へておるわけでありまして。

○成瀬輔治君 心配する点は、今申しましたように、遊興飲食税全体の問題になつて参りまして、いろいろの問題が出てくると思つて。それで、それにからんで、いやいや、あのときはそうであつたが、またやめるというのではなく、そういう問題はかりにあらつたとしても、それはそれで残しておいて、五百円、千円の問題については絶対にやるのだ、どんなことがあつても、五百円、千円の問題については、今度どういうことになるかしりませんが、三十一日までまだ日にちがあるのだから、附帯決議をつけるか、どういう格好になるか、それがまた公給領収証の問題も出てきて、段階の問題も出てきて、何と云いますか、ここは遊興飲食税の対象になるとか、ここはそうではないというふうな、また、風俗営業法なり何と云いいろいろな問題がからんで参りますから、そういうことで問題をほかにして、そつちの方から火の手が上つて、解決できないということ、逃げられては大へんだから、これは、そういうことではないのだ、どんな場合でもこれだけは一つやるのだという確約をしてもらわなければならぬと思つておりますから、くどいようでごさいますけれども、あなたに質問を申し上げておるのはそういう点でございまして、そのところをはっきりとしたいと思ひます。

○国務大臣(青木正君) 本体をはずすようなことは、もちろん私ども考へておりませんが、しかし、これを改正する場合におきましては、やはり軽減、合理化ということは当然考へなければなりませんので、免税点の引き上げ、また税率の引き下げ、いろいろの合理化の線に沿つて、本体をくずすことのない

ようにやりたい、かように考えております。

○成瀬輔治君 私は、まだ固定資産税の問題等いろいろの問題がございしますが、大臣があれですから、これでやめます。

○大沢雄一君 大臣、時間がなくて恐縮ですが、ほんの二、三点だけ伺います。

昨日自治庁からいただきました資料によりまして、道路整備五カ年計画の地方負担の關係におきまして、財政計画と照らし合せて、絶対的不足額というものが十三億円あります。それから、軽油引取税の修正によりまして、約十七億の財源が不足することになっており、合せるといって、約三十億程度の絶対的不足額というものが出てくるわけでありまして、財政計画をもしこのままで、修正のままで地方税法案が通った場合には、財政計画を組み直されるかどうか。これは、組み直していただかなければならないんじゃないかと思ひますが、その点をまず一点。

それから、もう一つは、これは、財政計画は超過負担というような問題がずいぶんこでも論ぜられました。が、こういうものは入らない。しかし、実際上はやっぱり超過負担というものが投資的経費等について起つて参ります。そういういたしますという、やはり相当地方財政はその点からも庄迫され、税外負担等は抑制しても、そういう問題が必然的に起つてくる。それからさらに、いろいろな点を考えていってみますという、たとえば、地方交付税の算定方法の改正による府県の財源の均衡化の見地からの改正で、こ

れ自体は、私非常にけっこうな改正だと思ひますが、これによつて約八十億、いただいた資料によりまして、財源の異同があるわけでありまして、こういう点は、地方の予算編成の上から行きますという、これはもう予期せざる變動になつて参ります。今のこういう点が、臨特法の廃止によります約六十億程度の、ことしの、何といひますか、地方で考えておりました財源の狂いとかから合はれて、地方予算の編成は非常に困つておる。そういう状態が現在、あるいは公共事業は前年通り組む、あるいは八割減に組む、あるいは公共事業は前年通り組むだけども、単独事業は組めない、あるいは給与の昇給その他の義務的経費の計上が見合はれておるか、これは、単に知事選挙等があるためのそういう配慮からの国家予算の編成でなくて、私は、財源の見通しができないために、そういうやむを得ざる不正常的な予算の組み方になつておる県が、これはもう非常に多いように聞いているわけでありまして、こういうことの結果は、おそらく私は、年度の半ばにおきまして、昨年非常に大きな問題が交付税の配分について起りましたが、よ

り一そう今年はどういう問題が起るのじゃないか。この臨特法の廃止に伴う約六十億円でございしますが、これについていろいろな要求がありまして、単にこれだけでなく、今申し上げたようないろいろな点から合はせておりました、私は、地方、ことに府県の予算の計上の上におきまして、おそれる知事選挙後に非常に大きな問題が起ると思ひます。そういう場合にどう対処されるおつもりでおられるのか。これは、現実には必ず起つてくる問題であると思ひますので、そういうことはな

は、現実には必ず起つてくる問題であると思ひますので、そういうことはな

も、これでもう心配ないというふうなことをここで断言するほど勇敢ではないわけでありまして、お話のように、なかなか今年の三十四年度の地方の財政は苦しいというところは、よくわかつていまして、また、相当の工夫をいたしまして、なかなか思うようには仕事ができないということもあると思ひます。そこで、国庫負担金の配分であるとか、地方債の配分等につきましても、できるだけ各府県の実情等をよく承り、よく打ち合せの上、できるだけ配慮をいたしていきたいと思ひます。しかし、それはまあ端的に申し上げまして、現在の財政計画でやつて参つて、私どもが期待し、また地方の当局が努力いたしましたけれども、なかなか思うようにはいかぬ点が出てくるのじゃないか。しかし、だからといって、今ここで、それならばこういう措置をすると言ふのも、私はいささか早計に失するのではないかと。そこで、予算執行の過程におきまして、いろいろ三十四年度の計画が進むにつれて、その段階において、地方が、現実の問題として、公共事業の返上を余儀なくされるというふうな事態等が起つて参りますれば、私は、それに対応いたしましたら、当然何らかの対策を立てなければいかん。しかし、今ここで、こういう対策を立てることを申し上げることはいかかと思ひますので、まああの財政計画によつて、地方の皆さん方にも最善の御努力をお願いしたいということで、現段階ではそれ以上申し上げかねるのであります。しかし、私といたしましては、予算執行の過程におきまして、地

方の事情等をよく見まして、それに対応して、場合によつたらは何かの方法をとる必要があるのではないかと、そういう気持で、大蔵省方面等に對しても、内には、私どもはそういう気持を常に吐露いたしておるのではありませんが、しかし、率直に申し上げまして、この段階ではまあこの財政計画で一つ地方の方々も窮屈でありまして、うが、これで一つ御努力をお願いいたします。しかし、だからといって、あくまでこれでもいいのだ、これで十分だというふうな気持で、私は地方財政を三十四年度見ようという考えでないと思ひます。

○國務大臣(青木正君) お話のように、遊興飲食税や軽油引取税の改正その他におきまして、当初予定しておりました財政計画が狂いましたわけでありまして、しかし、現在御審議願つております財政計画をこの段階において変更しようという実は考えは持っていないのであります。途中におきまして、いろいろ財政計画に変更を来たすようなことはあり得るとは考へるのであります。しかし、今ここで、これだけの減収が出るからといって、直ちに財政計画を変更するまでもないのではないかと。いろいろ、税の伸びの問題もありまして、あるいはまた、他の面で節約するという面も出てくるのであります。一応この財政計画で御審議を願ひたいと、かように考へているわけでありまして、しかし、お話のように、公共事業の伸び、また各府県あるいは市町村におきましてこの計画通りやれない、あるいはまた、公共事業の返上というふうな事態が起るのではないかと御心配の点等

は、現実には必ず起つてくる問題であると思ひますので、そういうことはな

○大沢雄一君 後段の点につきまして、大臣のお気持も推察つきます。善処をお願いいたしまして、私質疑を、大臣のお時間の關係もありませんので、打ち切りますが、ただもう少の点であります。この前段の点だ

は、現実には必ず起つてくる問題であると思ひますので、そういうことはな

も、これでもう心配ないというふうなことをここで断言するほど勇敢ではないわけでありまして、お話のように、なかなか今年の三十四年度の地方の財政は苦しいというところは、よくわかつていまして、また、相当の工夫をいたしまして、なかなか思うようには仕事ができないということもあると思ひます。そこで、国庫負担金の配分であるとか、地方債の配分等につきましても、できるだけ各府県の実情等をよく承り、よく打ち合せの上、できるだけ配慮をいたしていきたいと思ひます。しかし、それはまあ端的に申し上げまして、現在の財政計画でやつて参つて、私どもが期待し、また地方の当局が努力いたしましたけれども、なかなか思うようにはいかぬ点が出てくるのじゃないか。しかし、だからといって、今ここで、それならばこういう措置をすると言ふのも、私はいささか早計に失するのではないかと。そこで、予算執行の過程におきまして、いろいろ三十四年度の計画が進むにつれて、その段階において、地方が、現実の問題として、公共事業の返上を余儀なくされるというふうな事態等が起つて参りますれば、私は、それに対応いたしましたら、当然何らかの対策を立てなければいかん。しかし、今ここで、こういう対策を立てることを申し上げることはいかかと思ひますので、まああの財政計画によつて、地方の皆さん方にも最善の御努力をお願いしたいということで、現段階ではそれ以上申し上げかねるのであります。しかし、私といたしましては、予算執行の過程におきまして、地

○國務大臣(青木一男君) なかなか窮屈な面もあると思ひます。また、場合によつたらは多少、全体として事業をやるという考え方に立つて、事業を三十四年度やる分を繰り延

べるという問題も単独事業等において若干出てくることも予想されないわけではないのでありますが、しかし、一応この財政計画でやっていただきたい。なお、軽油の消費量の伸びの問題もあるのでありまして、あるいは揮発油の伸びの問題もあるのではありませんか、そういう点等も勘案いたしまして、この財政計画でやっていただきたい、かように考えておるわけでありませう。

○成瀬權治君 固定資産税関係でちょっとお伺いいたしますが、税制調査会の答申案にも、固定資産の評価額を時価に近づけた方がいい、税率をどうこうするよりも、評価を近づけるのが先だという趣旨の答申がなされておりますが、そういうことに対して、自治庁としては、どういうふうな今後処していかれようとするのか。

○政府委員(黒金泰美君) 答申にもございまして、非常に正直に申し上げますならば、税率を引き下げてみるのか、そういう問題よりも、各地域におきます評価の問題、この統一の問題と、それから今おっしゃるような、時価にこれを近づける、こういう問題の方が実は固定資産税については根本的な問題でないかと、われわれもそう考えております。従いまして、別途御審議を願っております。総理府設置法の一部を改正する法律の中で、固定資産に關します根本的な、調査会を作りまして、今後二カ年間に、どういふ評価の方法でどう具体的にやっていったらいいか、またどういふ機構を使ってこれを調査したらいいかというふうな検討をして、いただきます、この評

価に關する根本の問題を今後二年間で十分に解決をして参りたい、こういうふうな決意をしております。
○成瀬權治君 そうすれば、二カ年間は、現状のままで行こうということになるのですか、逆に言えば。
○政府委員(黒金泰美君) これは、御承知と思ひますけれども、現在の評価が、三年に一ぺん評価がえいたしまして、ちょうど去年の初めから三カ年据え置きなものでございますから、ちょうどその期間に間に合うように実は結論を得たい、こう考えております。
○成瀬權治君 三カ年に据え置かれると、私は、だから、固定資産の評価を実は来年度くらいもう一ぺん再評価していただくような答弁を得たいのだというふうな気が実はあつたわけなんです。と申しますのは、名古屋市内に例をとりますと、ある一カ所が非常に盛り場的に発展いたして参りまして、地価が倍というか、三倍くらいに上つていられる所があるわけですね。それでそれから、固定資産の上においては、税の關係でいけば、全く捨て置かれるわけですから、それがために利益を得ている人はだれかという、いわゆる土地ブローカーの人が最大の利益を得ておられるわけですね。それは、正しい税を支払うという人ならいいのですけれども、そういうじゃない、そういう人たちは、だから、おかしなところに、何というのですか、うまい汗を吸う人が出ておるんじゃないか。だから、すみやかにそういうものは、なるほど法律は三年目は一ぺんとあるけれども、非常に地価の変動があるとか何とかいうふうな所は、一つ特例的に地域によって、何と申しますか、指定するとか何とか、自

治庁じゃなくて、地方自治団体の何か特例と申しますか、そういうふうなことで取り計らいができるようなふうにしてもらうと、この不合理というものが調整ができるんじゃないか、こう思つておつて、今みたいなような質問をしていられるんですが、何とかそういう問題に不合理と申しますか、不当な行為が行われぬようなものにならないものか、こういうのです。

○政府委員(黒金泰美君) ただいまお話を、非常な激変を生じた場合には、課税権者であります市町村の方で、条文はちょっと記憶してありますが、見直さないといいことができないような規定になつていっていると思ひます。ただいま私の申し上げましたのは、全国全体の問題でございますから、もとの地租の時代の賃賃価格、これなんかも十年に一ぺんでありましたか、これを五年に一ぺんやってみますと金がかなり、やはり一回回転するの二年くらいかかっておつたような状態でございます。全体の問題といたしましては、やはりよほど慎重に考えまして、その上でもって実施するようになるのじゃないか。あるいは、仰せのような非常な激変地帯、これを臨時に見直すような制度は、現在でもあるようなわけでありませう。

○成瀬權治君 現在あるということなら、これは私の勉強不足で、非常に幸いだと思ひます。
○政府委員(黒金泰美君) 今、第四百九条の二項のように思ひましたのです。が、地目の変換がありましたら、その他特別の事情がある場合におきましては、当該土地または家屋をまた評価し

直さなければいかぬというふうな規定がございまして、的確にこれかどうか、今ちょっとわかりませぬけれども、こういう規定でやれると思うのでございませう。
○成瀬權治君 おっしゃつたように、よくわかりました。しかし、この間ある固定資産評価委員の人にもお聞きしますと、これが二倍三倍に実際上つていく。しかし、固定資産の評価を二倍三倍に引き上げるといふことは實際困難だ。というところは、全体のものから見たときに、大体六割見当だということ、従つて、六割増しに見れば、これが今度は、売買値段は別ですよ、登記値段に大体なつていくわけなんです。というふうな点もございまして、なかなか二倍三倍になりにくい。實際はなつても、評価委員会としてそれは非常に困難だ。それがまた三年目は一ぺんだということになれば、これを五倍にも上げていかなければならぬというふうなことで、非常に不都合なところから、一つ毎年やられるようなふうにと、こういうことでございまして、今おっしゃる通りに、四百九条の二項ということですが、これで地方自治体もやり得るようでありませうから、それはそれでいいと思ひます。

次に、ガスの固定資産税の問題についてお尋ねしたいのですが、実は、こういうことが地方に出てきたわけですね。ガスをそこへ引いてやる。しかし、ガスの固定資産税はその地方自治体で負担してくれと、なぜなら、工場誘致と同じじゃないか、地価が上つていくからというふうな点でいいから、一つ引いてやる。しかし、自治体の方でそういう協力をしてくれ、こうい

うことになつてきますと、地方自治体の方としては、まあ地価も上ることであり、住民も便利だといふので、そういうふうなことになるのでありますが、法律の建前からいへばおかしな話でありませうし、また、ガスを實際引いてほしいというところ、非常に施設が高くて、なかなか負担金がえらくて大へんですから、ここで一つガスの固定資産税というふうなものを、他の固定資産の方に、新設されたものに対して非常に恩典を受けているものがたくさんございませうから、それ並みに、それか、それ並みと同じようにすることは困難かもしれませんが、あるいはそれに近づけるように、近いような方向でやるというふうな、そういうことは自治庁としてお考になつておられないのかどうか。

○政府委員(黒金泰美君) ただいまお話しになりました問題は、ガスの五カ年計画でありますか、拡張計画ができて以来、新規に拡張した分についての固定資産税の減免、この問題が非常にやかましく要望されて参つております。いろいろ工業用にも使いますし、また家庭用にも使いますから、そういった点で、実は、ことしの予算にからみまして非常に強い要望がございまして、これをしようかどうかというところで、だいたい検討いたしました。ただこれも、正直に申しまして、市町村の財政状況は苦しいものですから、今にわかにかができませんというところ、一カ年十分検討しようというところで、検討を今続けているところでありまして、できますことならば、まあそういう点もやって参りたい、こんな考えでおります。

○成瀬藩治君 何か、通産省の方の意向としては、まあ一つ新規のガスの固定資産税については、優遇措置を講じようではないか。しかし、自治庁の方としては、これは一つ消費面関係の問題であり、あるいは電気等と比較すれば、とても問題にならぬ普及率等もあるから、まあ反対じゃないかというふうなことでありますが、ガスのあなたがおっしゃるような五カ年計画というのですか、あるいは、このごろの住宅——集団団地とかができるようなことになって、非常にガスの供給というものが伸びると思います。従って、まあガス関係の会社関係から出されたこれは資料だと思います。それを見れば、相当ガスの新規供給施設というのが、二百億ですか、年間約二百億くらいずつふえるようなふうになりますので、私は、もしこうなってくれば、ガスの固定資産税を若干、電気あるいは船舶等が恩恵を受けておるようなふうに直されましても、ガスそのものからの固定資産税というものは、年間ずつとふえていくのじゃないかと思えますから、何か少し法的にも——融資の方も、何か今度政府の方で見られるようですから、税の方でもポンプの役割を果していただいて、ガスの方がずっと伸びてくるようになれば非常に幸いじゃないか。私の方の党内にも若干異論がございます。正直に申しまして、私の方の党内にも、いや、ガスはもうけているじゃないか。料金等の決定も、私鉄等の運賃の決定と違っていいじゃないかという意見もありま

あつたものが一割二分にするらしいのですが、そうすると、電気、ガスなどの関係が一割二分の配当で押えるというふうなことになる、また配当関係のチェックも若干行政指導上において行われていくことになれば、当然新規供給施設に対するところの減免措置というものは講ぜられたって片手落ちじゃない。あるいはやり過ぎじゃないかというふうな非難は当然のものである。むしろ他のそういう固定資産税関係で優遇されておるものとのバランスがとれて、むしろいいんじゃないかという考え方を持っておるのですがね。ぜひ一つ、あなたがおっしゃるように、来年といつて、来年になつちまうにまたどうかなつてしまふようなことにならぬように、来年ぜひこれが実現するようになお御努力願ひ、また自治庁としても、そういう方向に大体あるようなことをおっしゃるのだが、実際問題としてやっていた方がいいと思ひますが、重ねてこれは要望というか、あなたの方の決意を一つもう一度聞かしていただきたい。

○委員長(館哲二君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(館哲二君) 速記を始めて。それでは、ただいま質疑を行なつておきます四件のうち、地方交付税法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案の三法律案に対する質疑は、これで終局したものとすることに御異議ありませんでしょうか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(館哲二君) 異議がないと認めまして、さよう決定いたします。三案に対します討論採決は、次会に行うことにいたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十一分散会

○政府委員(黒金泰美君) 正直に申して、まだ決意まではいたしておりません。いたしておりませんが、非常に強い要望もございしますし、また、今お話のようにそういうわけにおかしな、理屈のつかないものじゃないと思ひます。ただ、ある都市につきまして、相当の税源が入るべきものが、ほうつておけば入るものが入らないというふうなこともございしますので、そういう点は十分に検討いたしまして、できまふことならば、御趣旨に沿えるようなふうな結論を出して参りたい、こんな考

昭和三十四年四月二日印刷

昭和三十四年四月三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局